

所得税の確定申告は忘れずお早め！

所得税の確定申告は、二月十七日から三月十六日までですが、例年、期限間近に相談件数が大変多くなっています。

間際になりますと税務署も大変混み合いますので、ゆっくり相談ができなかったり、長時間お待ちさせることがある等、大変ご迷惑をおかけすることにもなります。

税務署ではこの時期、万全の態勢で臨んでいます。申告と相談は、ゆとりをもって、お早めにお願います。

※ 大月税務署では、皆さまの便宜をはかるために所得税の出張申告相談を次のとおり行いますのでこの機会をご利用ください。確定申告を済ませますと市県民税の申告が同時に済んだこととなります。

申告期限になってもあわてないように、不明な点はあらかじめ税

1 所得税の出張申告相談

月 日	時 間	会 場
2月21日(金)	午前10時～午後3時	市役所 大会議室

2 税理士の無料相談

月 日	時 間	会 場
2月21日(金)	午前10時～午後3時	市役所 第1委員会室
24日(月)	午後1時～4時	第1委員会室

務署に相談するなどして準備しておきましょう。

確定申告用紙について

税務署から送付された申告書用紙をお持ちの方は、それで申告してください。

なお、書き損じ等により他の用紙に書き替える場合は、納税者番号、予定納税額等の事項を確実に移記してください。

※ 相談においてになるときは、収入、経費の分かるものの他、次のものをお持ちください。

- ① 給与所得の源泉徴収票
- ② 生命保険料、損害保険料等の支払証明書
- ③ 国民健康保険料(税)、国民年金保険料等の支払額の分かるもの

確定申告をしなければならぬ人

- ① 事業所得、不動産所得のある人の場合
平成三年中の所得の合計額が、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・基礎控除などの、所得控除の合計額を超える人
- ② サラリーマンの場合
① 給与の年収が、一五〇〇万円を超える人

- ② 給与所得や退職所得以外の所得の合計額が二十万円を超える人
- ③ 給与を二ヵ所以上から受けている人
- ④ 同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付利子、賃借料などの支払を受けている人
- ⑤ 災害を受け、平成三年の給与について、災害減免法によって、源泉徴収の猶予や源泉徴収額の還付を受けた人

- ⑥ サラリーマンで、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が戻ってくる人

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受け、その損害額が、その年の所得金額の一〇％を超えた場合
- ② 病気やケガなどで、多額の医療費を支払い、その額が十万円、またはその年の所得の五％のいずれか少ないほうの額を超えた場合
- ③ 住宅を新築したり、購入して、入居した場合や家屋の増改築などをする際、民間金融機関及び公的機関等から住宅ローンの融資を受けるなど、一定の要件に当てはまる時
- ④ 給与所得者で、その給与があまり多くなく、配当、利子、原稿料の収入のある方

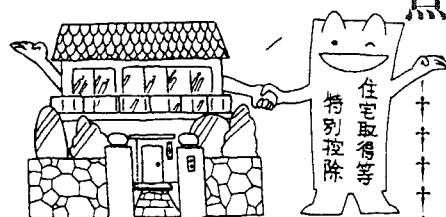
昨年と比べて変わった点

住宅取得等特別控除制度が次のとおり改正されました。

- ① 控除対象となる借入金等の年末残高の限度額が三千万円(改正前二千万円)に引き上げられ、税額控除が次により計算した金額とされました。

$$\begin{aligned} & \left(\text{借入金等の年末残高二千万円以下} \right) \times 1\% \\ & + \left(\text{借入金等の年末残高二千万円超三千万円以下} \right) \times 0.5\% \end{aligned}$$

- ② 適用対象者の所得要件が二千万円以下(改正前三千万円以下)に引き下げられました。
- ③ 適用対象住宅について、床面積要件として上限(二二〇平方メートル)が設けられました。
- ④ 適用対象から、生計を一にする配偶者、その他の者からの既存住宅の取得が除外されました。



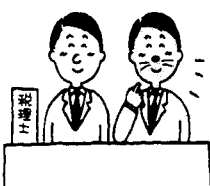
贈与税の申告と納税

2月1日～3月16日

昨年中に60万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税を必要があります。

◎申告は青色で
納税は振替で!

◎にせ税理士にご注意!



確定申告等詳しいことについての問い合わせは
大月税務署へ
☎(22)3151